

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版）</p> <p style="text-align: center;">第1編共通編 第1章総則</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>14．指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</p> <p>16．協議とは、契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</p> <p>18．提示とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。</p> <p>19．通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>23．立会とは、契約図書に示された項目において、監督員が臨場し、内容を確認することをいう。</p>	<p style="text-align: center;">長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版）</p> <p style="text-align: center;">第1編共通編 第1章総則</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>14．指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。</p> <p>16．協議とは、書面または対面または連絡等により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</p> <p>18．提示とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員または検査員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。</p> <p>19．通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。</p> <p>23．立会とは、契約図書に示された項目において、監督員が臨場により内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p>

改正前	改正後
<p>29. 同等以上の品質とは、設計図書で指定する品質または設計図書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督員の承諾した品質をいう。なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。</p> <p>1-1-7 工事实績情報の作成、登録</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書（工事实績）」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに発注者に提出しなければならない。なお、変更時と竣工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>1-1-12 工事の下請負</p> <p>（2）下請負者が佐世保市の建設工事入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。</p> <p>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. 受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額）が3,000万円以上（建設工事が建築一式工事である場合においては、4,500万円以上）になる場合、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督員に提出しなければならない。</p>	<p>29. 同等以上の品質とは、設計図書で指定する品質または設計図書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。</p> <p>1-1-7 工事实績情報の作成、登録</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書（工事实績）」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに発注者に提示し、竣工時は提出しなければならない。なお、変更時と竣工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p> <p>1-1-12 工事の下請負</p> <p>（2）下請負者が佐世保市の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。</p> <p>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. 受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額）が3,000万円以上（建設工事が建築一式工事である場合においては、4,500万円以上）になる場合、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>1 - 1 - 16 調査・試験に対する協力</p> <p>6. 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を監督員に説明し、承諾を得なければならない。</p> <p>また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、発注者に説明し、承諾を得なければならない。</p> <p>1 - 1 - 17 工事の一時中止</p> <p>1. 発注者は、契約書約款第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1 - 1 - 46 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>3. 前 1 項及び 2 項の場合において、受注者は工事全体の施工を一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出するものとする。また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p>1 - 1 - 18 設計図書の変更</p> <p>設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、受注者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。</p>	<p>1 - 1 - 16 調査・試験に対する協力</p> <p>6. 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を監督員に説明し、承諾を得なければならない。</p> <p>また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、発注者に説明し、承諾を得なければならない。</p> <p>1 - 1 - 17 工事の一時中止</p> <p>1. 発注者は、契約書約款第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1 - 1 - 47 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>3. 前 1 項及び 2 項の場合において、受注者は工事全体の施工を一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p>1 - 1 - 18 設計図書の変更</p> <p>設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容および設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。</p>

改正前	改正後
<p>1 - 1 - 2 1 工事現場発生品</p> <p>1 . 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、設計図書または監督員の指示する場所で監督員に引き渡さなければならぬ。</p> <p>2 . 受注者は、第 1 項以外のものが発生した場合、監督員に報告し、監督員が引き渡しを指示したものについては、現場発生品調書を作成し、監督員の指示する場所で監督員に引き渡さなければならぬ。</p> <p>1 - 1 - 3 2 工事中の安全管理</p> <p>1 . 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 43 年 3 月 29 日）、建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長 平成 6 年 4 月 4 日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、J I S A 8 9 7 2（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p>	<p>1 - 1 - 2 1 工事現場発生品</p> <p>1 . 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならぬ。</p> <p>2 . 受注者は、第 1 項以外のものが発生した場合、監督員に報告し、監督員が引き渡しを指示したものについては、監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならぬ。</p> <p>1 - 1 - 3 2 工事中の安全管理</p> <p>1 . 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 21 年 3 月 31 日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、J I S A 8 9 7 2（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p>

改正前	改正後
<p>2 . 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督員及び関係機関に通知しなければならない。</p> <p>4 . 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。</p> <p>10 . 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占有者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。</p> <p>11 . 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督員に通知(1 - 1 - 35 事故報告書) するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。</p> <p>12 . 受注者は、工事中に想定外の物件を発見または拾得した場合、直ちに監督員及び関係官公庁へ報告し、その指示を受けるものとする。</p> <p>22 . 監督員が、労働安全衛生法(昭和47年法律第 57号) 第 30 条第 1 項に規定する措置を講じる者として、同条第 2 項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p>	<p>2 . 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関へ通報及び監督員に報告しなければならない。</p> <p>4 . 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(平成 18 年 6 月 2 日改定 法律第 50 号) 等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。</p> <p>10 . 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。</p> <p>11 . 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に通知(1 - 1 - 35 事故報告書) し、応急措置をとり、補修しなければならない。</p> <p>12 . 受注者は、工事中に想定外の物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関に通報するとともに監督員へ報告し、その対応について指示を受けるものとする。</p> <p>22 . 監督員が、労働安全衛生法(平成 18 年 6 月 2 日改定 法律第 50 号) 第 30 条第 1 項に規定する措置を講じる者として、同条第 2 項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p>

改正前	改正後
<p>28. 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工所用資材等の輸送をともなう請負代金が 500 万円以上の工事の場合には、事前に関係機関と協議のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載して、監督員に提出しなければならない。</p> <p>29. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年 12 月 17 日総理府・建設省令第 3 号) 道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日) 道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号) 道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号) 及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知 昭和 47 年 2 月) に基づき、安全対策を講じなければならない。また、施工段階において一時的に公共道路を開放する場合は、安全対策について施工計画書へ具体的に記載し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>37. 受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、監督員及び関係官公庁に通知しなければならない。</p>	<p>28. 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工所用資材等の輸送をともなう請負代金が 500 万円以上の工事の場合には、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載して、監督員に提出しなければならない。</p> <p>29. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成 22年 12 月 17 日総理府・国土交通省令第 3 号) 道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日) 道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号) 道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号) 及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知 昭和 47 年 2 月) に基づき、安全対策を講じなければならない。また、施工段階において一時的に公共道路を開放する場合は、安全対策について施工計画書へ具体的に記載し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>37. 受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、関係機関へ通報及び監督員へ報告しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>39. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（昭和36 年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>1-1-36 環境対策</p> <p>1. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日） 関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>2. 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に通知し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に通知し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>3. 監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提出を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を提出しなければならない。</p>	<p>39. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成16 年12月8日改正 政令第387号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>1-1-36 環境対策</p> <p>1. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正） 関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>2. 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に報告し、必要に応じて書面にて提出しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、必要に応じて書面にて提出しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督員に提出しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>6. 受注者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 条）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号、最終改正平成 44 年 4 月 4 日付け国総施第 225 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。ただし、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。</p> <p>7. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 3 月 30 日）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（建設省告示、平成9 年 7 月 31 日）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって監督員と協議し、承諾を得なければならない。</p>	<p>6. 受注者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 条）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号、最終改正平成 22 年 3 月 18 日付け国総施第 291 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。ただし、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。</p> <p>7. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって監督員と協議し、承諾を得なければならない。</p>

改正前	改正後
<p>1 - 1 - 3 9 諸法令の遵守</p> <p>(1) 佐世保市財務規則 ~ (52) 船員法：法律の制定日を記載</p> <p>(53) 船舶職員法 (昭和26年法律第149号)</p> <p>(60) 緊急失業対策法 (昭和24年法律第89号)</p> <p>(64) 技術士法 ~ (63) 漁港漁場整備法：法律の制定日を記載</p> <p>(64) 空港整備法 (昭和34年法律第80号)</p> <p>(65) 計量法 ~ (83) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律：法律の制定日を記載</p> <p>3 . 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らして不相当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督員に報告し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>1 - 1 - 4 0 官公庁等への手続等</p> <p>4 . 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員に速やかに報告し、指示を受けなければならない。</p>	<p>1 - 1 - 3 9 諸法令の遵守</p> <p>(1) 佐世保市財務規則 ~ (52) 船員法：法律の改正日へ変更</p> <p>(53) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成20年5月改正法律第26号)</p> <p>(60) 技術士法 ~ (62) 漁港漁場整備法：法律の改正日へ変更</p> <p>(63) 空港法 (平成20年6月改正法律第175号)</p> <p>(64) 計量法 ~ (82) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律：法律の改正日へ変更</p> <p>3 . 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らして不相当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督員と協議しなければならない。</p> <p>1 - 1 - 4 0 官公庁等への手続等</p> <p>4 . 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>7. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、事前に交渉内容を監督員に報告するとともに、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>1 - 1 - 4 2 工事測量</p> <p>3. 受注者は、用地幅杭、既設測量標、仮水準点、多角点及び重要な工食用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員に報告し、指示を受けなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。</p> <p>1 - 1 - 4 3 提出書類</p> <p>1. 受注者は、所定の様式等に基づいて、監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。</p>	<p>7. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、事前に交渉内容を監督員に報告するとともに、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>1 - 1 - 4 2 工事測量</p> <p>3. 受注者は、用地幅杭、既設測量標、仮水準点、多角点及び重要な工食用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。</p> <p>1 - 1 - 4 3 提出書類</p> <p>1. 受注者は、所定の様式等に基づいて、監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員と協議し、監督員の指示する様式によらなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>1 - 1 - 4 4 不可抗力による損害</p> <p>1. 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書約款第 29 条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに工事災害通知書により監督員に通知するものとする。</p> <p>1 - 1 - 4 5 特許権等</p> <p>2. 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、監督員に通知するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。</p> <p>3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号第 2 条第 1 項第 1 号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。</p> <p>なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p>	<p>1 - 1 - 4 4 不可抗力による損害</p> <p>1. 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書約款第 29 条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに工事災害通知書により監督員を通じて発注者へ通知しなければならない。</p> <p>1 - 1 - 4 5 特許権等</p> <p>2. 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。</p> <p>3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成 22 年 12 月 3 日改正 法律第 65 号第 2 条第 1 項第 1 号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。</p> <p>なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p>

改正前	改正後
<p>1 - 1 - 5 3 資材等の市内優先調達</p> <p>1. 受注者は、工事に使用する資材等（発注者が市内調達は不可能と判断している資材を除く）を調達しようとする場合には、佐世保市内に本店及び支店等を有する者の中から購入するよう努めなければならない。ただし、やむを得ず市外取扱業者から調達しようとする場合は、その理由を付した書面（市内取扱業者から調達しない理由書）を事前に監督員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。</p> <p>1 - 1 - 5 4 下請負人の市内優先活用</p> <p>受注者は、下請契約を締結する場合には、当該下請契約の相手を佐世保市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。ただし、やむを得ず市外業者と下請契約を締結しようとする場合は、その理由を付した書面（市内業者と下請契約を締結しない理由書）を事前に監督員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。</p>	<p>1 - 1 - 5 3 資材等の市内優先調達</p> <p>1. 受注者は、工事に使用する資材等（発注者が市内調達は不可能と判断している資材を除く）を調達しようとする場合には、佐世保市内に本店及び支店等を有する者の中から購入するよう努めなければならない。ただし、やむを得ず市外取扱業者から調達しようとする場合は、その理由を付した書面（市内取扱業者から調達しない理由書）を事前に監督員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。ただし、WTO対象工事については、提出のみとし、承諾は不要とする。</p> <p>1 - 1 - 5 4 下請負人の市内優先活用</p> <p>受注者は、下請契約を締結する場合には、当該下請契約の相手を佐世保市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。ただし、やむを得ず市外業者と下請契約を締結しようとする場合は、その理由を付した書面（市内業者と下請契約を締結しない理由書）を事前に監督員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。ただし、WTO対象工事については、提出のみとし、承諾は不要とする。</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第1編共通編 第2章材料</p> <p>第1節 適用</p> <p>工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。なお、受注者が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。</p> <p>また、JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外のJIS表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。ただし、JIS認定外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を提出するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1編共通編 第2章材料</p> <p>第1節 適用</p> <p>工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。</p>

改正前	改正後
<p>第2節 工事材料の品質及び検査(確認を含む)</p> <p>1. 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、完成時まで提出しなければならない。</p> <p>原文なし</p> <p>2. 契約書約款第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。</p> <p>3. 受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書で指示する方法により、試験を行わなければならない。</p>	<p>第2節 工事材料の品質及び検査(確認を含む)</p> <p>1. 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員または検査員から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等(以下、「JISマーク表示品」という)については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。ただし、レディーミクストコンクリートについては、第5章5-3-2-による。</p> <p>2. 前項の品質規格証明書は、工事完成確認書を受理した翌年度から5年間保管するものとする。なお、保管期間に発注者より請求があった場合は、速やかに提出しなければならない。</p> <p>3. 契約書約款第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。</p> <p>4. 受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書で指示する方法により、試験を実施し、その結果を監督員に提出しなければならない。なお、JISマーク表示品については、試験を省略できる。</p>

改正前	改正後
<p>4. 受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を監督員に提出しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と監督員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査(または確認)を受けなければならない。</p> <p>6. 受注者は、表2 - 1の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を確認した資料について、事前に監督員の確認を受け、提出しなければならない。</p>	<p>5. 受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に提出しなければならない。なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし、見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。</p> <p>6. 受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と監督員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。</p> <p>7. 受注者は、表2 - 1の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を確認した資料について、事前に監督員の確認を受け、提出しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>原文なし</p>	<p>8. 受注者は、第1節でいう同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。なお、JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外のJIS表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を監督員に提出するものとする。また、JIS認定外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>2 - 5 - 1 一般事項</p> <p>1 . 道路用砕石、コンクリート用砕石及びコンクリート用スラグ粗（細）骨材は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂）</p> <p>JIS A 5011 - 1（コンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ骨材））</p> <p>JIS A 5011 - 2（コンクリート用スラグ骨材（フェロニッケルスラグ骨材））</p> <p>JIS A 5011 - 3（コンクリート用スラグ骨材（銅スラグ骨材））</p> <p>JIS A 5011 - 4（コンクリート用スラグ骨材（電気炉酸化スラグ骨材））</p> <p>JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）</p> <p>JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）</p> <p>JIS A 5031（一般廃棄物，下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）</p> <p>JIS A 5032（一般廃棄物，下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ）</p>	<p>2 - 5 - 1 一般事項</p> <p>1 . 道路用砕石、コンクリート用砕石及びコンクリート用スラグ粗（細）骨材は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>JIS A 5001（道路用砕石）</p> <p>JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂）</p> <p>JIS A 5011 - 1（コンクリート用スラグ骨材 - 第1部（高炉スラグ骨材））</p> <p>JIS A 5011 - 2（コンクリート用スラグ骨材 - 第2部（フェロニッケルスラグ骨材））</p> <p>JIS A 5011 - 3（コンクリート用スラグ骨材 - 第3部（銅スラグ骨材））</p> <p>JIS A 5011 - 4（コンクリート用スラグ骨材 - 第4部（電気炉酸化スラグ骨材））</p> <p>JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）</p> <p>JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）</p> <p>JIS A 5031（一般廃棄物，下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）</p> <p>JIS A 5032（一般廃棄物，下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ）</p>

改正前	改正後
<p>2 - 7 - 2 構造用圧延鋼材</p> <p>構造用圧延鋼材は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)</p> <p>JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)</p> <p>JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼)</p> <p>JIS G 3114 (溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材)</p> <p>2 - 7 - 7 溶接材料</p> <p>溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>JIS Z 3211 (軟鋼用被覆アーク溶接棒)</p> <p>JIS Z 3212 (高張力鋼用被覆アーク溶接棒)</p> <p>JIS Z 3214 (耐候性鋼用被覆アーク溶接棒)</p> <p>JIS Z 3312 (軟鋼及び高張力鋼用マグ溶接ソリッドワイヤ)</p> <p>JIS Z 3313 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ)</p> <p>JIS Z 3315 (耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接ソリッドワイヤ)</p> <p>JIS Z 3320 (耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接フラックス入りワイヤ)</p> <p>JIS Z 3351 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ)</p> <p>JIS Z 3352 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接フラックス)</p>	<p>2 - 7 - 2 構造用圧延鋼材</p> <p>構造用圧延鋼材は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)</p> <p>JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)</p> <p>JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼)</p> <p>JIS G 3114 (溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材)</p> <p>JIS G 3117 (鉄筋コンクリート用再生棒鋼)</p> <p>2 - 7 - 7 溶接材料</p> <p>溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>JIS Z 3211 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒)</p> <p>JIS Z 3214 (耐候性鋼用被覆アーク溶接棒)</p> <p>JIS Z 3312 (軟鋼及び高張力鋼用マグ溶接ソリッドワイヤ)</p> <p>JIS Z 3313 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ)</p> <p>JIS Z 3315 (耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接ソリッドワイヤ)</p> <p>JIS Z 3320 (耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接フラックス入りワイヤ)</p> <p>JIS Z 3351 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ)</p> <p>JIS Z 3352 (サブマージアーク溶接用フラックス)</p>

改正前	改正後
<p>2 - 8 - 4 コンクリート用水</p> <p>1 . コンクリートに使用する練混水は、上水道または JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) 付属書 3 に適合したものでなければならない。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。</p> <p>2 - 1 3 - 1 一般事項</p> <p>4 . 受注者は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとする。</p> <p>JIS K 5621 (一般用さび止めペイント)</p> <p>JIS K 5622 (鉛丹さび止めペイント)</p> <p>JIS K 5623 (亜酸化鉛さび止めペイント)</p> <p>JIS K 5624 (塩基性クロム酸鉛さび止めペイント)</p> <p>JIS K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント)</p> <p>JIS K 5627 (ジンククロメートさび止めペイント)</p> <p>JIS K 5628 (鉛酸ジンククロメートさび止めペイント)</p> <p>JIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)</p>	<p>2 - 8 - 4 コンクリート用水</p> <p>1 . コンクリートに使用する練混水は、上水道または JIS A 5308 : 2009 (レディーミクストコンクリート) 付属書 3 に適合したものでなければならない。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。</p> <p>2 - 1 3 - 1 一般事項</p> <p>4 . 受注者は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとする。</p> <p>JIS K 5621 (一般用さび止めペイント)</p> <p>JIS K 5623 (亜酸化鉛さび止めペイント)</p> <p>JIS K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント)</p> <p>JIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)</p>

改正前	改正後
<p>2 - 1 4 - 1 道路標識</p> <p>標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>(1) 標識板</p> <p>JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)</p> <p>JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)</p> <p>JIS K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板)</p> <p>JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)</p> <p>JIS K 6718 (プラスチック - メタクリル樹脂板)</p> <p>ガラス繊維強化プラスチック板 (F . R . P)</p> <p style="text-align: center;">第1編共通編 第3章一般施工</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p>建設省 仮締切堤設置基準 (案) (平成 40年 6月)</p> <p>環境庁 水質汚濁に係わる環境基準 (昭和 46年 12月)</p>	<p>2 - 1 4 - 1 道路標識</p> <p>標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>(1) 標識板</p> <p>JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)</p> <p>JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)</p> <p>JIS K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板)</p> <p>JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)</p> <p>JIS K 6718 - 1 (プラスチック - メタクリル樹脂板 タイプ、寸法及び特性 第1部：キャスト板)</p> <p>JIS K 6718 - 1 (プラスチック - メタクリル樹脂板 タイプ、寸法及び特性 第2部：押出板)</p> <p>ガラス繊維強化プラスチック板 (F . R . P)</p> <p style="text-align: center;">第1編共通編 第3章一般施工</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成 22年 6月 一部改正)</p> <p>環境庁 水質汚濁に係わる環境基準 (平成 15年 11月 5日)</p>

改正前	改正後
<p>日本道路協会 道路土工—施工指針 (昭和64年11月)</p>	<p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)</p>
<p>日本道路協会 道路土工—のり面・斜面安定工指針 (平成11年3月)</p>	<p>日本道路協会 道路土工 - 盛土工指針 (平成22年4月)</p>
<p>原文なし</p>	<p>日本道路協会 道路土工 - 切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月)</p>
<p>日本道路協会—道路土工—排水工指針</p>	<p>削除</p>
<p>3 - 3 - 7 植生工</p>	<p>3 - 3 - 7 植生工</p>
<p>1. 種子散布は、ポンプを用いて 基盤材(木質繊維ファイバー) 等を厚さ1cm未満に散布するものとする。客土吹付は、ポンプまたはモルタルガンを用いて 客土(黒ボク等) を厚さ1～3cmに吹付けるものとする。植生基材吹付工は、ポンプまたはモルタルガンを用いて植生基材(土、木質繊維等)または有機基材(バーク堆肥、ピートモス等)等を厚さ4～10cmに吹付けるものとする。</p>	<p>1. 種子散布は、主にトラック搭載型のハイドロシーダーと呼ばれる吹付機械を使用して、多量の用水を加えた低粘度スラリー状の材料を厚さ1cm未満に散布するものとする。客土吹付は、主にポンプを用いて高粘度スラリー状の材料を厚さ1～3cmに吹付けるものとする。植生基材吹付工は、ポンプまたはモルタルガンを用いて植生基材(土、木質繊維等)または有機基材(バーク堆肥、ピートモス等)等を厚さ3～10cmに吹付けるものとする。</p>
<p>3. 受注者は、肥料が設計図書に示されていない場合は、使用植物の育成特性や土壌特性及び肥効期間等を考慮して決定し、品質規格証明書を照会した上で、監督員の確認を受けなければならない。</p>	<p>3. 受注者は、肥料が設計図書に示されていない場合は、使用植物の育成特性や土壌特性及び肥効期間等を考慮して決定し、品質規格証明書を照会した上で、監督員の承諾を得なければならない。</p>

改正前	改正後
<p>5 . 受注者は、現場に搬入された芝は、すみやかに芝付けするものとし、直射光、雨露にさらしたり、積み重ねて枯死させないようにしなければならない。また、受注者は、芝付け後、枯死しないように養生しなければならない。なお工事完了引渡しまでに枯死した場合は、受注者は、その原因を調査し、監督員に報告するとともに、再度施工し、施工結果を監督員に報告しなければならない。</p> <p>1 1 . 受注者は、吹付けの施工完了後は、発芽または枯死予防のため保護養生を行わなければならない。また、養生材を吹付ける場合は、種子吹付面の浮水を排除してから施工しなければならない。なお、工事完了引渡しまでに、発芽不良または枯死した場合は、受注者は、その原因を調査し監督員に通知するとともに再度施工し、施工結果を監督員に通知しなければならない。</p> <p>1 2 . 種子吹付工及び客土吹付工の施工については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(1) 種子吹付に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験 (P H) を行い、その結果を監督員に提出した後、着手するものとする。</p> <p>表 3 - 12 塗布禁止条件</p>	<p>5 . 受注者は、現場に搬入された芝は、すみやかに芝付けするものとし、直射光、雨露にさらしたり、積み重ねて枯死させないようにしなければならない。また、受注者は、芝付け後、枯死しないように養生しなければならない。なお工事完了引渡しまでに枯死した場合は、受注者の負担において再度施工しなければならない。</p> <p>1 1 . 受注者は、吹付けの施工完了後は、発芽または枯死予防のため保護養生を行わなければならない。また、養生材を吹付ける場合は、種子吹付面の浮水を排除してから施工しなければならない。なお、工事完了引渡しまでに、発芽不良または枯死した場合は、受注者は再度施工しなければならない。</p> <p>1 2 . 種子吹付工及び客土吹付工の施工については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(1) 種子吹付に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験 (P H) を行い、その資料を整備・保管し、監督員又は検査員から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。</p> <p>表 3 - 12 塗布禁止条件 (規格値変更)</p>

改正前	改正後
<p>3 - 4 - 4 既製杭工</p> <p>2 1 .</p> <p>(3) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接に従事する溶接工の資格証明書の写しを監督員に提出しなければならない。また、溶接工は資格証明書を常携し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>3 - 4 - 9 鋼管矢板基礎工</p> <p>1 1 .</p> <p>(3) 受注者は、鋼管矢板の溶接に従事する溶接工の資格証明書の写しを監督員に提出しなければならない。また溶接工は資格証明書を常携し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>3 - 5 - 4 緑化ブロック工</p> <p>4 . 受注者は、工事完了引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完了引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、受注者はその原因を調査し監督員に報告するとともに、再度施工し、施工結果を監督員に報告しなければならない。</p> <p>3 - 6 - 1 一般事項</p> <p>5 . 受注者は、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、監督員と協議しなければならない。</p>	<p>3 - 4 - 4 既製杭工</p> <p>2 1 .</p> <p>(3) 鋼管杭及びH鋼杭の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>3 - 4 - 9 鋼管矢板基礎工</p> <p>1 1 .</p> <p>(3) 鋼管矢板の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>3 - 5 - 4 緑化ブロック工</p> <p>4 . 受注者は、工事完了引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完了引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、受注者は再度施工しなければならない。</p> <p>3 - 6 - 1 一般事項</p> <p>5 . 受注者は、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に報告し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p data-bbox="174 212 651 244">3 - 6 - 2 アスファルト舗装の材料</p> <p data-bbox="226 260 338 292">原文なし</p> <p data-bbox="232 596 1133 963">2. 受注者は、以下の材料の試料及び試験結果を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督員が承諾した場合には、受注者は、試験結果の提出を省略する事ができるものとする。なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書（認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを工事に使用する前に監督員に提示することで品質証明書に代えるものとする。</p> <p data-bbox="232 1031 1133 1302">4. 受注者は、使用する以下の材料の品質証明書を工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書（認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを工事に使用する前に監督員に提示することで品質証明書に代えるものとする。</p>	<p data-bbox="1193 212 1671 244">3 - 6 - 2 アスファルト舗装の材料</p> <p data-bbox="1249 260 2145 531">2. 受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証・混合物総括表）の写しを監督員に提示するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。なお、上記以外の場合においては、以下による。</p> <p data-bbox="1249 596 2145 772">3. 受注者は、以下の材料の試料及び試験結果を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督員が承諾した場合には、受注者は、試験結果の提出を省略する事ができるものとする。</p> <p data-bbox="1249 1031 2145 1110">5. 受注者は、使用する以下の材料の品質証明書を工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>3 - 6 - 4 舗装準備工</p> <p>2 . 受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って上層路盤面または基層面の異常を発見したときは、監督員と協議しなければならない。</p> <p>3 - 6 - 5 アスファルト舗装工</p> <p>1 .</p> <p>(2) 受注者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正 C B R 試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。</p> <p>ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>3 .</p> <p>(8) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>3 - 6 - 4 舗装準備工</p> <p>2 . 受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って上層路盤面または基層面の異常を発見したときは、直ちに監督員に報告し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>3 - 6 - 5 アスファルト舗装工</p> <p>1 .</p> <p>(2) 受注者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正 C B R 試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。</p> <p>ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p>3 .</p> <p>(8) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>4 .</p> <p>(2) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督員の確認を得なければならない。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または、定期試験による配合設計書を監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができるものとする。なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書（認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを工事に使用する前に監督員に提示することで品質証明書に代えるものとする。</p> <p>(4) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督員の確認を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。なお、マーシャル供試体を作製にあたっては、25 mmを超える骨材だけ 25 ~ 13 mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績（過去一年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を監督員が承諾した場合に限り、基準密度を省略することができるものとする。</p>	<p>4 .</p> <p>(2) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または、定期試験による配合設計書を監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができるものとする。なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書（認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを工事に使用する前に監督員に提示することで品質証明書に代えるものとする。</p> <p>(4) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督員の承諾を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。なお、マーシャル供試体を作製にあたっては、25 mmを超える骨材だけ 25 ~ 13 mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績（過去一年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を監督員が承諾した場合に限り、基準密度を省略することができるものとする。</p>

改正前	改正後
<p>3 - 6 - 5 アスファルト舗装工</p> <p>5 .</p> <p>(1) 受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い監督員の確認を得なければならない。</p> <p>ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書を監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。</p> <p>(8) 受注者は、路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したときは、監督員と協議しなければならない。</p> <p>3 - 6 - 6 コンクリート舗装工</p> <p>1 .</p> <p>(2) 受注者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正C B R試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>3 - 6 - 5 アスファルト舗装工</p> <p>5 .</p> <p>(1) 受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書を監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。</p> <p>(8) 受注者は、路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したときは、直ちに監督員に報告し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>3 - 6 - 6 コンクリート舗装工</p> <p>1 .</p> <p>(2) 受注者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正C B R試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>3 .</p> <p>(8) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>4 .</p> <p>(2) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督員の確認を得なければならない。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または、定期試験による配合設計書を監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができるものとする。</p> <p>(4) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督員の確認を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。なお、マーシャル供試体の作製にあたっては、25 mmを超える骨材だけ25～13 mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を監督員が承諾した場合に限り、基準密度を省略することができるものとする。</p>	<p>3 .</p> <p>(8) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p>4 .</p> <p>(2) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または、定期試験による配合設計書を監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができるものとする。</p> <p>(4) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督員の承諾を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。なお、マーシャル供試体の作製にあたっては、25 mmを超える骨材だけ25～13 mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を監督員が承諾した場合に限り、基準密度を省略することができるものとする。</p>

改正前	改正後
<p>5 . (4) 受注者は、路盤面に異常を発見したときは、監督員と協議しなければならない。</p> <p>1 3 . (4) 受注者は、転圧コンクリート舗装技術指針（案）4 - 2 配合条件（日本道路協会、平成 2 年 11 月）の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確認して示方配合を決定し、監督員の承諾を得なければならない。示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表 3 - 31 によるものとする。</p> <p>3 - 6 - 7 薄層カラー舗装工 2 . 受注者は、基盤面に異常を発見したときは、監督員と協議しなければならない。</p>	<p>5 . (4) 受注者は、路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に報告し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>1 3 . (4) 受注者は、転圧コンクリート舗装技術指針（案）4 - 2 配合条件（日本道路協会、平成 2 年 11 月）の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめて示方配合を決定し、監督員の承諾を得なければならない。示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表 3 - 31 によるものとする。</p> <p>3 - 6 - 7 薄層カラー舗装工 2 . 受注者は、基盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に報告し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>3 - 6 - 8 ブロック舗装工</p> <p>4 . ブロック舗装工の施工については、舗装施工便覧第 9 章 9 - 4 - 8 インターブロッキングブロック舗装（日本道路協会、平成 18 年 2 月）の施工の規定、視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第 4 章施工の規定によるものとする。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p>3 - 7 - 9 固結工</p> <p>8 . 受注者は、薬液注入工を施工する場合には、薬液注入工法による建設工事の施工に関する、暫定指針（建設省通達）の規定によらなければならない。</p> <p>9 . 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、薬液注入工事に係わる、施工管理等について（建設省通達）の規定によらなければならない。なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し提出するものとする。</p> <p>3 - 8 - 1 一般事項</p> <p>2 . 受注者は、輸送に着手する前に輸送計画に関する事項を施工計画書に記載し、監督員に提出しなければならない。</p>	<p>3 - 6 - 8 ブロック舗装工</p> <p>4 . ブロック舗装工の施工については、舗装施工便覧第 9 章 9 - 4 - 8 インターブロッキングブロック舗装（日本道路協会、平成 18 年 2 月）の施工の規定、視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第 4 章施工（日本道路協会、昭和 60 年 9 月）の規定によるものとする。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>3 - 7 - 9 固結工</p> <p>8 . 受注者は、薬液注入工を施工する場合には、薬液注入工法による建設工事の施工に関する、暫定指針（昭和 49 年 7 月 10 日建設省官技発第 160 号）の規定によらなければならない。</p> <p>9 . 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、薬液注入工事に係わる、施工管理等について（平成 2 年 9 月 18 日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定によらなければならない。なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し提出するものとする。</p> <p>3 - 8 - 1 一般事項</p> <p>2 . 受注者は、輸送に着手する前に輸送計画に関する事項を施工計画書に記載しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>3 - 9 - 1 4 骨材再生工</p> <p>2 . 受注者は、構造物の破砕、撤去については、第1編3 - 9 - 3 構造物取壊し工及び第1編3 - 9 - 6 道路付属物撤去工の規定により施工しなければならない。ただし、これらの規定により難しい場合には、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>3 - 1 0 - 5 土留・仮締切工</p> <p>3 . 受注者は、河川堤防の開削をとまなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、建設省 仮締切堤設置基準（案）の規定によらなければならない。</p> <p>3 - 1 0 - 1 4 電力設備工</p> <p>2 . 受注者は、電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気事業主任技術者を選び、監督員に報告するとともに、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第1編共通編 第4章土工</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p>	<p>3 - 9 - 1 4 骨材再生工</p> <p>2 . 受注者は、構造物の破砕、撤去については、第1編3 - 9 - 3 構造物取壊し工及び第1編3 - 9 - 6 道路付属物撤去工の規定により施工しなければならない。ただし、これらの規定により難しい場合には、監督員と協議し、承諾を得なければならない。</p> <p>3 - 1 0 - 5 土留・仮締切工</p> <p>3 . 受注者は、河川堤防の開削をとまなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、国土交通省 仮締切堤設置基準（案）の規定によらなければならない。</p> <p>3 - 1 0 - 1 4 電力設備工</p> <p>2 . 受注者は、電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気事業主任技術者を選び、監督員に提示するとともに、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第1編共通編 第4章土工</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成2年8月)</p>	<p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)</p>
<p>日本道路協会 道路土工一のり面・斜面安定工指針 (平成11年3月)</p>	<p>日本道路協会 道路土工 - 盛土工指針 (平成22年4月)</p>
<p>原文なし</p>	<p>日本道路協会 道路土工 - 切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月)</p>
<p>原文なし</p>	<p>土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法 設計・施工マニュアル (平成14年10月)</p>
<p>原文なし</p>	<p>土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル (平成11年12月)</p>
<p>4 - 3 - 1 一般事項 2. 地山の土及び岩の分類は、表4 - 1によるものとする。 受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を定められた時点で、監督員の確認を受けなければならない。 また、受注者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地 の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により監督員 に通知するものとする。 なお、確認のための資料を整備、保管し、監督員の請求があった場 合は遅滞なく提示するとともに、検査時までに監督員へ提出しなけれ ばならない。</p>	<p>4 - 3 - 1 一般事項 2. 地山の土及び岩の分類は、表4 - 1によるものとする。 受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を定めら れた時点で、監督員の確認を受けなければならない。 また、受注者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地 の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により監督 員の指示を受けなければならない。 なお、確認のための資料を整備、保管し、監督員の請求があった場 合は速やかに提示しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>4 - 3 - 2 掘削工</p> <p>1 . 受注者は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または設計図書に示されていない埋設物を発見した場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに監督員に通知しなければならない。</p> <p>3 . 受注者は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。受注者は、災害防止のための措置をとった後、速やかにその措置内容を監督員に報告しなければならない。</p> <p>4 - 3 - 3 盛土工</p> <p>5 . 受注者は、盛土工の作業終了時または作業を中断する場合は、表面に3～5 %程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。</p> <p>7 . 受注者は、盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置を施すとともに監督員に報告しなければならない。</p>	<p>4 - 3 - 2 掘削工</p> <p>1 . 受注者は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または設計図書に示されていない埋設物を発見した場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちに監督員に通知しなければならない。</p> <p>3 . 受注者は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとらなければならない。受注者は、災害防止のための措置をとった後、その措置内容を監督員に報告しなければならない。</p> <p>4 - 3 - 3 盛土工</p> <p>5 . 受注者は、盛土工の作業終了時または作業を中断する場合は、表面に4 %程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。</p> <p>7 . 受注者は、盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちに監督員に報告しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>16. 受注者は、軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかつた沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置を施すとともに、監督員に報告しなければならない。</p> <p>4 - 3 - 4 盛土補強工</p> <p>10. 受注者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づき、小型締め固め機械等を用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第1編共通編 第5章無筋・鉄筋コンクリート</p> <p>第1節 適用</p> <p>4. 受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日)および「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省官房技術調査課長通達、平成14年7月31日)遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認しなければならない。</p>	<p>16. 受注者は、軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかつた沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちに監督員に報告しなければならない。</p> <p>4 - 3 - 4 盛土補強工</p> <p>10. 受注者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づくとともに、壁面から1.0~1.5m程度の範囲では小型締め固め機械等を用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第1編共通編 第5章無筋・鉄筋コンクリート</p> <p>第1節 適用</p> <p>4. 受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成14年7月31日)および「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省官房技術調査課長、国土交通省港湾局環境・技術課長、国土交通省航空飛行上部建設課長通達、平成14年7月31日)遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>1. 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>5 - 5 - 3 配 合</p> <p>4. 受注者は、使用する材料を変更したり、示方配合の修正が必要と認められる場合には、本条2項の規定に従って示方配合表を作成し、事前に監督員の確認を得なければならない。</p> <p>5 - 5 - 4 材料の計量及び練混ぜ</p> <p>1.</p> <p>(1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものとする。なお、受注者は、施工に先立ち各材料の計量方法及び計量装置について、監督員に報告しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。なお、点検結果の資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合には遅滞なく提示しなければならない。</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>1. 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>5 - 5 - 3 配 合</p> <p>4. 受注者は、使用する材料を変更したり、示方配合の修正が必要と認められる場合には、本条2項の規定に従って示方配合表を作成し、事前に監督員と協議しなければならない。</p> <p>5 - 5 - 4 材料の計量及び練混ぜ</p> <p>1.</p> <p>(1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものとする。なお、受注者は、施工に先立ち各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。なお、点検結果の資料を整備および保管し、監督員または検査員の請求があった場合には速やかに提示しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>2 . (2) 受注者は、第 1 編 5 - 5 - 3 配合で定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督員に通知しなければならない。</p> <p>3 . (3) 受注者は、「JIS A 8603 コンクリートミキサ」に適合するか、又は同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(6) 受注者は、ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後にミキサ内に新たに材料を投入しなければならない。</p> <p>5 - 6 - 4 打設</p> <p>1 . 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が 25 を超える場合で 1.5 時間、25 以下の場合で 2 時間を超えないものとする。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、この時間中、コンクリートを日光、風雨等に対し保護しなければならない。</p>	<p>2 . (2) 受注者は、第 1 編 5 - 5 - 3 配合で定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督員と協議しなければならない。</p> <p>3 . (3) 受注者は、「JIS A 8603 (コンクリートミキサ第 1 部：用語及び仕様項目)、JIS A 8603 (コンクリートミキサー第 2 部：練り混ぜ性能試験方法)」に適合するか、又は同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、監督員と協議するものとする。</p> <p>(6) 受注者は、ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後でなければミキサ内に新たに材料を投入してはならない。</p> <p>5 - 6 - 4 打設</p> <p>1 . 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が 25 を超える場合で 1.5 時間、25 以下の場合で 2 時間を超えないものとする。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督員と協議しなければならない。なお、この時間中、コンクリートを日光、風雨等に対し保護しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>3. 受注者は、1回の打設で完了するような小規模構造物を除いて1回（1日）のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。ただし、受注者は、これを変更する場合には、施工計画書に記載し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>5. 受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、土木学会コンクリートのポンプ施工指針（案）5章圧送の規定によらなければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。また、圧送作業は、国家資格を有する者またはこれと同等以上の技能を有する者を選定するのが望ましい。</p> <p>5 - 6 - 7 打継目</p> <p>1. 打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>3. 受注者は、1回の打設で完了するような小規模構造物を除いて1回（1日）のコンクリート打設高さを施工計画書に記載しなければならない。また、受注者は、これを変更する場合には、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。</p> <p>5. 受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、土木学会コンクリートのポンプ施工指針（案）5章圧送の規定による。これにより難しい場合は監督員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。また、圧送作業は、国家資格を有する者またはこれと同等以上の技能を有する者を選定するのが望ましい。</p> <p>5 - 6 - 7 打継目</p> <p>1. 打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に監督員と協議しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>4. 受注者は、硬化したコンクリートに、新コンクリートを打継ぐ場合には、その打込み前に、型枠をしめ直し、硬化したコンクリートの表面のレイトンス、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、雑物などを取り除き吸水させなければならない。</p> <p>また受注者は、構造物の品質を確保する必要がある場合には、旧コンクリートの打継面を、ワイヤブラシで表面を削るか、チップング等により粗にして十分吸水させ、セメントペースト、モルタルあるいは湿潤面用エポキシ樹脂などを塗った後、新コンクリートを打継がなければならない。</p> <p>5 - 7 - 1 一般事項</p> <p>2. 受注者は、施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査し、不備を発見したときは監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し確認を求めなければならない。</p> <p>5 - 7 - 3 加工</p> <p>2. 受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときには、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。</p>	<p>4. 受注者は、硬化したコンクリートに、新コンクリートを打継ぐ場合には、その打込み前に、型枠をしめ直し、硬化したコンクリートの表面のレイトンス、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、雑物などを取り除き吸水させなければならない。</p> <p>また受注者は、構造物の品質を確保するために必要と判断した場合には、旧コンクリートの打継面を、ワイヤブラシで表面を削るか、チップング等により粗にして十分吸水させ、セメントペースト、モルタルあるいは湿潤面用エポキシ樹脂などを塗った後、新コンクリートを打継がなければならない。</p> <p>5 - 7 - 1 一般事項</p> <p>2. 受注者は、施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査し、不備を発見したときは監督員と協議しなければならない。</p> <p>5 - 7 - 3 加工</p> <p>2. 受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときには、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備・保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）第 13 章鉄筋に関する構造細目の規定によらなければならない。</p> <p>5 - 7 - 4 組立て</p> <p>3. 受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については 1 m²あたり 2 個以上、構造物の底面については、1 m²あたり 4 個以上設置しなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。これ以外のスペーサーを使用する場合は使用前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>5 - 7 - 5 継手</p> <p>4. 受注者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を監督員に提出しなければならない。</p>	<p>3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）第 13 章鉄筋に関する構造細目の規定による。これにより難しい場合は監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>5 - 7 - 4 組立て</p> <p>3. 受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については 1 m²あたり 2 個以上、構造物の底面については、1 m²あたり 4 個以上設置しなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。これ以外のスペーサーを使用する場合は使用前に監督員と協議しなければならない。</p> <p>5 - 7 - 5 継手</p> <p>4. 受注者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>5 - 7 - 6 ガス圧接</p> <p>1 . 圧接工は、JIS Z 3881 (鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。</p> <p>なお、ガス圧接の施工方法は、熱間押し抜き法とする場合は、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、資格証明書の写しを監督員に提出するものとする。</p> <p>5 - 1 0 - 2 施工</p> <p>1 .</p> <p>(3) 受注者は、A E コンクリートを用いなければならない。これ以外を用いる場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>5 - 1 0 - 3 養生</p> <p>5 . 受注者は、養生中のコンクリートの温度を 5 以上に保たなければならない。また、養生期間については、特に監督員が指示した場合のほかは、表 5 - 4 の値以上とするものとする。</p> <p>なお、表 5 - 4 の養生期間の後、さらに 2 日間はコンクリート温度を 0 以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表 5 - 3 に示す期間も満足する必要がある。</p>	<p>5 - 7 - 6 ガス圧接</p> <p>1 . 圧接工は、JIS Z 3881 (鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。</p> <p>なお、ガス圧接の施工方法は、熱間押し抜き法とする場合は、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、圧接工に技量の確認に関して、監督員または検査員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに提示しなければならない。</p> <p>5 - 1 0 - 2 施工</p> <p>1 .</p> <p>(3) 受注者は、A E コンクリートを用いなければならない。これ以外を用いる場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p>5 - 1 0 - 3 養生</p> <p>5 . 受注者は、養生中のコンクリートの温度を 5 以上に保たなければならない。また、養生期間については、表 5 - 4 の値以上とするのを標準とする。</p> <p>なお、表 5 - 4 の養生期間の後、さらに 2 日間はコンクリート温度を 0 以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表 5 - 3 に示す期間も満足する必要がある。</p>

改正前	改正後
<p>5 - 1 2 - 2 施工</p> <p>7. コンクリートは、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）トレミー又はコンクリートポンプを使用して打設しなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾を得た代替工法で施工しなければならない。</p> <p>5 - 1 3 - 3 コンクリートの製造</p> <p>4 .</p> <p>(3) 受注者は、コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜなければならない。なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に次の項目を検討し監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>混和剤の添加方法・時期 アジテータトラック 1 車輛の運搬量 コンクリート品質の試験確認</p> <p>5 - 1 3 - 4 運搬打設</p> <p>3 .</p> <p>(8) 受注者は、波浪の影響を受ける場所では、打設前に、気象・海象等がコンクリートの施工や品質に悪影響を与えないことを確認しなければならない。</p>	<p>5 - 1 2 - 2 施工</p> <p>7. コンクリートは、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）トレミー又はコンクリートポンプを使用して打設しなければならない。これにより難い場合は、代替工法について、監督員と協議したうえ施工しなければならない。</p> <p>5 - 1 3 - 3 コンクリートの製造</p> <p>4 .</p> <p>(3) 受注者は、コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜなければならない。なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に次の項目を検討し監督員と協議しなければならない。</p> <p>混和剤の添加方法・時期 アジテータトラック 1 車輛の運搬量 コンクリート品質の試験確認</p> <p>5 - 1 3 - 4 運搬打設</p> <p>3 .</p> <p>(8) 受注者は、波浪の影響を受ける場所では、打設前に、気象・海象等がコンクリートの施工や品質に悪影響を与えないことを確かめなければならない。</p>

長崎県建設工事共通仕様書(佐世保市読替版)新旧対照表

改正前	改正後
<p>5 - 1 4 - 3 施工</p> <p>6 .</p> <p>(1) 受注者は、管の建込み終了後、異常がないことを確認した後、モルタルを注入しなければならない。</p> <p>5 - 1 6 - 6 水セメント比</p> <p>表 5 - 7 コンクリート構造物の設計基準強度と生コンクリート使用基準の選定方法 (港湾・漁港)</p> <p>表中の</p> <p>水中コンクリートの骨材寸法は 40mm のみ</p>	<p>5 - 1 4 - 3 施工</p> <p>6 .</p> <p>(1) 受注者は、管の建込み終了後、異常がないことを確かめた後、モルタルを注入しなければならない。</p> <p>5 - 1 6 - 6 水セメント比</p> <p>表 5 - 7 コンクリート構造物の設計基準強度と生コンクリート使用基準の選定方法 (港湾・漁港)</p> <p>表中の</p> <p>水中コンクリートの骨材寸法に 20mm を追加</p>